

5. 食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実

① 食品の安全確保

【食品安全確保対策 2, 480(2, 466) 百万円】

対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めます。

(背景)

- ・人口の増加などによる世界の食料需給のひっ迫が見込まれる中、バイオ燃料需要の拡大、異常気象などにより、穀物価格が高騰するなど世界の食料供給は不安定化しています。
- ・一方、冷凍食品による薬物中毒事案や中国産加工食品におけるメラミン検出などを背景として、消費者の食品安全に対する不安が高まっています。

政策目標

国産農畜水産物の安全を確保するため
特定の有害物質等の摂取量が許容量を超えないように抑制

<内容>

1. フードチェーンにおけるリスク管理の推進を通じた安全な国産農畜水産物の供給

食品の安全を確保するために、「後始末より予防」の考え方に立って、生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける安全を確保する取組を進めます。

- ① 生産や加工・流通段階で有害微生物や有害化学物質に汚染された食品による健康への悪影響を未然に防止するため、生産方法の改善など、科学的な根拠に基づいた対策実施の前提となるノロウイルスやカドミウム等の含有・汚染実態の調査・分析とリスク低減技術の開発等を推進
- ② 先進的な生産工程管理を行うモデル地区を構築するとともに、農業生産工程管理手法（GAP）の点検項目、取組内容等に関するデータベースを作成し、地区の取組を支援

- ③ 国産畜産物の安全を確保するため、畜産経営におけるHACCP方式を推進し、生産から食卓までを通じて畜産物の有害微生物等によるリスクを低減
- ④ 農薬使用に係る安全確保のため、農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験、作物残留性試験に係るGLP（試験の適正実施に係る基準）の導入に向けた研修の実施
- ⑤ 動物用医薬品の適正使用を図り、安全な畜産物の供給に資するため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を拡充
- ⑥ 動物性加工残さ（ハム等加工残さ）の安全を確保するための調査を実施し、飼料原料の利活用を図る取組を推進

| | | | |
|------------------|-------|-------|-----|
| 食品安全確保調査・試験事業 | 1,038 | (961) | 百万円 |
| （微生物リスク管理対策事業 | 123 | (114) | 百万円 |
| （有害化学物質リスク管理対策事業 | 204 | (227) | 百万円 |
| （生産資材安全確保対策事業 | 711 | (620) | 百万円 |

【生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
536（549）百万円】

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

6,516（5,200）百万円の内数】

【先進的総合生産工程管理体制構築事業 633（808）百万円】

【農場生産衛生向上体制整備促進事業 47（39）百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,314（2,345）百万円の内数】

【流通飼料対策事業 14（0）百万円】

2. 国際基準等の策定への積極的な対応

- ① 食品安全、動植物検疫に関する国際基準を導入するための途上国への総合的な能力の底上げを実施する「規格及び通商開発機構」に拠出することにより、食糧問題の解決への貢献を果たすとともに、輸入食料の安全性の確保を図ります。
- ② コーデックス等の国際基準に我が国の実情を的確に反映させるため、関係国との意見交換等を引き続き実施します。

【国際基準導入による途上国の食糧増産・貿易推進支援事業 29（0）百万円】

【SPS関連調査・推進活動費 24（24）百万円】

| | | |
|--------------------|----------------|-----|
| 担当課：消費・安全局消費・安全政策課 | (03-3502-5722) | (直) |
| 国際基準課 | (03-3502-8732) | (直) |
| 農産安全管理課 | (03-3501-3767) | (直) |
| 畜水産安全管理課 | (03-3502-8206) | (直) |
| 動物衛生課 | (03-3502-8292) | (直) |
| 生産局技術普及課 | (03-6744-2110) | (直) |
| 農林水産技術会議事務局研究推進課 | (03-3502-5530) | (直) |
| 研究開発官 | (食の安全、基礎・基盤) | |
| | (03-3502-7430) | (直) |

フードチェーンにおける国産農畜水産物等の安全確保に向けた取組

農畜水産物生産

GAP(農業生産工程管理手法)の導入：先進的な生産工程管理モデルの構築、点検項目や手法のデータベース構築によるGAP導入の加速化
 【先進的総合生産工程管理体制構築事業】

農場HACCPの導入：畜産経営において、効果的な飼養衛生管理を行うHACCP方式を推進し、生産から食卓までを通じて畜産物の有害微生物等によるリスクを低減
 【農場生産衛生向上体制整備促進事業】

農薬の適正な使用・管理：農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験等の実施
 【生産資材安全確保対策事業】

動物用医薬品の適正な使用：動物用医薬品の適正使用を図るため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を拡充
 【生産資材安全確保対策事業】

飼料の効率的な使用：動物性加工残さ(ハム等加工残さ)の安全を確保するための調査を実施し、飼料原料の利活用を図る取組を推進
 【流通飼料対策事業】

標準手順書に基づくリスク管理の推進：科学に基づいたリスク低減対策等の推進に必要な実態調査の実施等により、有害微生物や有害化学物質による健康への悪影響を抑制
 【微生物リスク管理対策事業】【有害化学物質リスク管理対策事業】

有害微生物(例:サルモネラ)
 「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」の策定及び導入の推進

カビ毒(例:デオキシニバレノール、ニバレノール)
 汚染を低減するため「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を策定

調理・加工で生成する有害化学物質(例:アクリルアミド)
 アクリルアミドが生成しにくい調理・加工法やアクリルアミドの摂取量が少なくなるような食生活について、ホームページで情報を提供

製造・加工・流通

HACCP(危害分析重要管理点方式)の導入：
 食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止

消費者

安全な国産農畜水産物等の供給

② 消費者の信頼確保

【食品に対する国民の信頼確保 1, 437(1, 311) 百万円】

対策のポイント

- ① 食品表示について監視・指導を徹底するとともに、食の安全に関する情報・相談活動を強化します。
- ② 食品の安全や消費者の信頼確保に向けた意欲的な事業者の取組を促すため、民間の主体がこれら事業者の取組を適正に評価・奨励する枠組みの改善と普及を進めます。
- ③ 食品事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理の保持等）の徹底、HACCP手法の導入の促進、より効果的なトレーサビリティの確立・普及を図ります。

(背景)

- ・消費者の食品、食品事業者に対する信頼を揺るがす食品の表示偽装や薬物中毒事案の続発を契機に「生活者や消費者が主役となる社会」の構築が政府の課題となっています。
- ・消費者ニーズが多様化する中、食に対する消費者の信頼向上を図るためには、食品事業者の意欲的な取組が適正に評価・奨励され、活性化するよう、環境を整えることが必要です。
- ・生産された食品がどのようなルートを通してどこへ販売されたかを把握し、食中毒等の発生時に食品回収や原因究明を迅速に行える仕組みが必要です。

政策目標

- 監視指導及び食の安全に関する情報・相談活動の充実・強化により、消費者の信頼を確保
- 食品事業者等の主体的取組を促すことで、食に対する信頼を向上

<内容>

1. 食品表示の監視指導・啓発の推進

国民の協力により食品表示の監視を充実させるため、食品表示ウォッチャーによる表示チェックと農林水産省の監視指導との連携を強化します。

また、食品事業者に対する指導を充実するため、適正な食品表示の方法等を食品事業者が学ぶための講座を開催します。

〔食品表示適正化総合対策事業 291(305) 百万円
事業実施主体：民間団体等〕

2. 食の安全に関する情報・相談活動の充実・強化

- ① 食の安全に関する施策を幅広く周知し、消費者等の意見を適切に反映させるため、リスクコミュニケーション等の充実・強化を図ります。
- ② 消費者から寄せられる幅広い相談や問い合わせに迅速に対応するための消費者相談システムの機能強化等を図ります。

【消費者情報対策事務費 31(27) 百万円】

【消費者行政推進事務費 17(19) 百万円】

3. 食品事業者による食品の安全や消費者の信頼確保に向けた積極的な取組の促進

食品の安全や消費者の信頼確保に向けた食品事業者の意欲的な取組について、民間の主体が適正に評価・奨励するための枠組みを、具体的な活用を通じた検証により改善し、普及します。

〔食への信頼向上活動促進事業 160(151)百万円
事業実施主体：民間団体等〕

4. 行動規範の策定等コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底に向け、食品業界における企業行動規範や品質・衛生管理マニュアル、事故対応マニュアルの策定等を支援します。

〔食品企業信頼確保対策推進事業 165(169)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

5. HACCP手法の導入の促進

① 中小食品製造業におけるHACCP手法の普及・定着に必要となる人材を育成するための研修やHACCPの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進します。

② 漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたHACCP手法の導入や、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのHACCP手法の導入等を支援します。

【食品産業HACCP等普及促進事業 178(150)百万円】

【水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業 109(0)百万円】

6. トレーサビリティの推進

入荷ロットと出荷ロットの関係が分かるよう、出荷ロット毎の原料の入荷先の記録や、入荷ロットを小さく区分した場合における区分ごとの出荷伝票の保存など、きちんと詳細な情報を残すことによって、より迅速に問題となる食品の絞り込みができる効果的なトレーサビリティのモデルを実証します。

〔トレーサビリティロット管理方式実証事業 20(0)百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等〕

〔担当課：消費・安全局表示・規格課 (03-3502-5724(直))
消費・安全政策課 (03-3502-5716(直))
消費者情報官 (03-3502-8504(直))
総合食料局食品産業企画課 (03-3502-5743(直))
食品産業振興課 (03-6744-2249(直))
水産庁加工流通課 (03-3502-4190(直))〕

③ 動植物の防疫対策の推進

【動植物の防疫の強化 7, 149(7, 439) 百万円】

対策のポイント

家畜の伝染病や作物に有害な病害虫などの海外から我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止の徹底を図り、食料の安定供給を確保します。

(背景)

- ・韓国を含むアジア地域を中心とした高病原性鳥インフルエンザの発生増加、人や物流の増加など、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病や植物に有害な病害虫の侵入リスクが高まっています。
- ・家畜の伝染性疾病や作物病害虫の侵入防止と国内における発生・まん延防止措置の強化により、国産農畜水産物の安定的な供給を図る必要があります。

政策目標

- 国内における家畜伝染病・養殖水産物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止
- 我が国に未発生又は一部にのみ存在する病害虫の侵入・まん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築

<内容>

1. アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の推進

高病原性鳥インフルエンザが国境を越え拡散している現状を踏まえ、家きん段階で早期に撲滅し、新型インフルエンザの発生防止にも資するよう、アジア各国の防疫対策を推進します。

また、我が国の高度な家畜衛生管理技術を活用した国際貢献として、口蹄疫、豚コレラ等の防疫体制の強化を図るため、OIEに認定された我が国の研究機関が中心となって、アジア地域における途上国のナショナルラボラトリーの診断能力を向上するための取組を支援します。

【アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム 68(71) 百万円】

【重要動物伝染病国際貢献事業 20(0) 百万円】

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

動物検疫所において、動物及び畜産物の輸入検査を実施し、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止します。また、我が国への高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に万全を期すため、発生地域からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置のほか、靴底及び車輛消毒の充実を図るなど水際での一層の検査体制の強化を図ります。

【動物検疫所の検疫事業費 1, 008(838) 百万円の内数】

3. 家畜の生産段階における疾病の清浄化等

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化や死亡牛検査のための地域の取組を引き続き推進します。また、畜産経営におけるHACCP方式を推進し、生産から食卓まで一貫した畜産物の有害微生物等によるリスクの低減を図ります。

【家畜衛生対策事業 2, 560(2, 910) 百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2, 314(2, 345) 百万円の内数】

4. 人獣共通感染症等に対する危機管理の強化

我が国への侵入が懸念される高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について、新たな診断手法の実用化や、疾病の発生状況の分析、各疾病の特性に応じた防疫対応のシミュレーションを踏まえたリスク管理措置の検討等を行います。また、鳥インフルエンザやBSE等の人獣共通感染症について、検査の迅速化技術の開発等対策技術の高度化及び国内発生時の緊急的な病性鑑定技術等制圧技術の開発を行います。

【家畜伝染病危機管理体制整備事務費 52(0)百万円】

【鳥インフルエンザ、BSE等の高精度かつ効率的なリスク管理技術の開発

691(700)百万円】

5. 家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫の着実な実施

- ① 家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が行う検査等に必要な費用の負担、殺処分された家畜に対する手当金の支払い等を行います。
- ② 防疫作業用の機器の配備により、迅速かつ効率的な家畜防疫を推進します。

【家畜伝染病予防費 3,590(3,590)百万円】

【家畜伝染病まん延防止体制強化整備事務費 49(36)百万円】

6. 水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

魚介類における伝染病の発生予防及びまん延防止のため、水産用医薬品の開発促進等を行います。なお、平成21年度からは、我が国未侵入病原体による我が国水産動物に対する危険性の評価に必要な感染試験等を実施します。

【水産防疫技術対策事業 44(44)百万円
事業実施主体：民間団体等】

7. 植物検疫体制の強化

- ① 作物に有害な病害虫の海外からの侵入を防止するため、植物防疫所で検査を行うとともに、国内において重要病害虫の防除を推進します。なお最新の科学的知見に基づいて、病害虫の危険度を解析(PRA)し、我が国の農業に有害な病害虫を確実に検疫するための取組を強化します。
- ② 輸出促進に資するため、集荷地における農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組みとともに、輸出産地に対する相手国の病害虫の検疫措置に関する説明会等を通じた植物検疫面からの助言・指導を強化します。

【植物防疫所の検疫事業費 1,474(1,404)百万円の内数】

8. 環境に配慮した病害虫管理体制の構築

病害虫が発生しにくい環境づくりや、物理的防除、天敵などを最適に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理(IPM)を引き続き推進します。

【IPM技術評価基準策定・情報提供事業 75(88)百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,314(2,345)百万円の内数】

【植物防疫対策事務費 65(49)百万円の内数】

担当課：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994 (直))
畜水産安全管理課 (03-3502-8206 (直))
植物防疫課 (03-3502-5976 (直))
農林水産技術会議事務局研究開発官 (食の安全、基礎・基盤)
(03-3502-7430 (直))

④ 食育の推進

【食育の推進 2, 668 (2, 840) 百万円】

対策のポイント

- ① 生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発の取組を促進します。
- ② 教育ファームの取組を推進し、自然の恩恵の上に我々の食生活が成り立っていることについての国民の理解を深めます。

(背景)

- ・栄養バランスの偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活が乱れています。
- ・子供の栄養改善の場から食材の生産や加工・流通、食文化、望ましい食習慣などを学ぶ場へと学校給食の位置づけが変化しています。
- ・消費と生産現場との距離が拡大する中で、学校等の教育の場や家庭などにおいて、食生活が自然の恩恵や農林漁業者を始め多くの方々の努力によって支えられていることを子供、若者等に具体的なかたちで伝えることが重要です。
- ・我が国は食料の多くを海外に依存し、食料自給率が先進国の中で最低水準であるなど安定的な食料供給への不安要因が拡大している現状から、地産地消や「日本型食生活」の普及、消費者と生産者の信頼関係の構築等の取組が重要です。

政策目標

- 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合：30% (22年度)
- 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合：60% (22年度)

<内容>

1. 「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発

食育に熱心に取り組む食育先進地において、児童・生徒等を対象とした、食生活の改善や地域の食文化の理解の促進等を図るため、関係者の連携の下、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の効率的・効果的な普及・啓発を行う取組を支援します。

また、米などの食料自給率向上に資する重要な戦略品目の摂取改善に向けた取組を推進します。

2. 「教育ファーム」の推進

点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための濃密な助言等を行うとともに、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参加者の理解を助けるための教材の作成などを引き続き行います。

【にっぽん食育推進事業 2, 602 (2, 776) 百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2, 314 (2, 345) 百万円の内数】

【担当課：消費・安全局消費者情報官 (03-3502-8504 (直))】

(2) 食と農のつながりの深化に向けた取組

【食と農のつながりの深化 3,414(3,019)百万円】

対策のポイント

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援します。

(地産地消の現状)

- ・ 全国の直売所は約1万3千ヵ所、うち農協や市町村が常設しているものは約3,000ヵ所
- ・ 農協や市町村等が運営する直売所1ヵ所当たりの地場農産物の年間販売額は約6,000万円
- ・ 農協等が設置した農産加工場は1,686ヵ所、地場農産物は総仕入額の約8割
- ・ 約8割の小中学校で学校給食に地場農産物を使用しており、7割が地場農産物の利用を増やす意向

政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合
平成22年度までに30%以上

<内容>

1. 地産地消の推進

(1) 地産地消のモデル的な取組に対する支援

① 地域全体で地産地消に取り組む従来の「地産地消モデルタウン」に加え、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、モデル的な取組を支援します。

② 農産物直売所を中心として、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制を確立するため、新規作物の導入、リース方式でのハウス導入、高齢者でも対応できる集出荷システムの構築などを支援します。

地産地消モデルタウン事業 450(321)百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(2) 地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援

強い農業づくり交付金の中に「特別枠」を設け、地産地消の活動に必要な直売所や加工処理施設などの整備を進め、各地の優れた取組を支援します。

強い農業づくり交付金(地産地消特別枠) 500(500)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

(3) 地産地消の推進活動に対する支援

地産地消のコーディネーターの育成に加え、量販店OBなどのアドバイザーの活用により、地産地消の中核施設である**直売所の経営改善・高度化**を図ります。

| | |
|--------------|-------------|
| 地産地消推進活動支援事業 | 21 (13) 百万円 |
| | 補助率：定額 |
| | 事業実施主体：民間団体 |

2. 国産食料品等の消費拡大

国産食料品等の購入に**ポイント**を付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産農産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、**多角的に食料自給率の向上**を図ります。

| | |
|---------------------|--------------|
| 国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 | 80 (0) 百万円 |
| | 事業実施主体：民間団体等 |

3. 農林漁業に関する体験活動の促進

小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の取組等を通じて、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進します。これにより国民の食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図ります。

【子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 640 (0) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

34,915 (30,546) 百万円の内数】

【漁村地域力向上事業 104 (103) 百万円】

【森林・林業体験交流促進対策（特会） 73 (0) 百万円】

4. 「教育ファーム」の推進

農作業等の体験を通じ、食生活が自然の恩恵や農林漁業者をはじめ多くの方々の努力に支えられていることへの理解を深めるため、「教育ファーム」を推進します。

【にっぽん食育推進事業 2,602 (2,776) 百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金 2,314 (2,345) 百万円の内数】

| | |
|--------------|--------------------|
| 担当課：生産局技術普及課 | (03-6744-2110 (直)) |
| 大臣官房食料安全保障課 | (03-6744-2395 (直)) |
| 農村振興局都市農村交流課 | (03-3502-0030 (直)) |
| 消費・安全局消費者情報官 | (03-3502-8504 (直)) |
| 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2392 (直)) |
| 林野庁業務課 | (03-3503-2038 (直)) |